

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第32号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあつてはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については11,000円）とする。</p> <p>4 略</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第20条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族は、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けているものとする。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>(3) 60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 心身に著しい障害がある者</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）のうち2人までについてはそれぞれ6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあつてはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については11,000円）、その他の扶養親族については1人につき5,000円とする。</p> <p>4 略</p>
<p>(管理職手当)</p> <p>第22条 略</p>	<p>(管理職手当)</p> <p>第22条 管理職手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の校長及び教頭</p> <p>(2) 中学校及び小学校の校長並びに中学校及び小学校の教頭のうち人事委員会に協議して教育委員会規則で定める教頭</p> <p>(3) 盲学校、聾学校及び養護学校の教諭のうち部の主事を命ぜられた教諭</p>

2 管理職手当の月額、前項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の16を超えてはならない。

3 前2項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

(管理職員特別勤務手当)

第24条の2 第22条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日又は休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2・3 略

(管理職員特別勤務手当)

第24条の2 第22条に規定する管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日又は休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2・3 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(平成20年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置)

2 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年香川県条例第30号)附則第5項から第7項までの規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についての改正後の第22条第2項の規定の適用については、平成20年3月31日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「職員の給料月額と公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年香川県条例第30号)附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(香川県職員倫理条例の一部を改正する条例)

3 香川県職員倫理条例(平成13年香川県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義等) 第2条 略 (1)・(2) 略 (3) 管理職員 教育長並びに職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号)第7条の2第1項の規定による給料の特別調整額の支給を受ける職員、公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)第22条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員、香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年香川県条	(定義等) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 管理職員 教育長並びに職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号)第7条の2第1項の規定による給料の特別調整額の支給を受ける職員、公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)第22条に規定する管理職手当の支給を受ける職員、香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年香川県条例第4

例第4号) 第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員、香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年香川県条例第5号) 第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年香川県条例第61号) 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。

(4) 略

2 略

号) 第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員、香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年香川県条例第5号) 第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年香川県条例第61号) 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。

(4) 略

2 略